

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月1日(月)午後1時30分から午後2時1分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 41(名)

会長 7番 小清水 千明
会長職務代理者 23番 和田 恵子

農業委員

1番	井上 惣一	2番	大島 博雅
3番	大塚 武司	4番	加賀山 洋介
5番	門脇 忠男	6番	鎌田 吉太郎
		8番	酒井 栄治
9番	末光 亨		
11番	高木 伯志	12番	武内 英二
13番	谷本 宏明	14番	中尾 美千代
15番	兵頭 立士	16番	堀田 善春
17番	松浦 良規	18番	宮河 宣仁
19番	山口 一光	20番	山本 一也
21番	若藤 寿治	22番	早稲田 由孝
		24番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	石城戸 豊治
		4番	上谷 一郎
5番	氏原 邦弘	6番	岡山 正喜
7番	梶原 茂夫	8番	木村 寛
9番	河野 順子		
11番	佐々木 新仁	12番	上甲 一博
13番	白井 照良	14番	躰長 大
15番	竹葉 直正	16番	土居 喜三郎
17番	西村 守		
21番	薬師寺 悦子	22番	山田 悌示
23番	伊藤 健二		

4. 欠席委員(2名)

農業委員 10番 清家 儀三郎

最適化推進委員	3番	井上 和久	10番	河野 秀雄
	18番	船田 満志	19番	松本 武雄
	20番	森崎 正		

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

4番	加賀山 洋介	5番	門脇 忠男
----	--------	----	-------

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号	農地法第6条第1項の規定による報告について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について
報告第4号	諸証明について
報告第5号	農地法第4条・5条許可について (令和7年7月16日～令和7年8月15日までの事務局処理事案)

議案第1号	宇和島市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任・委嘱について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請承認について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第5号	宇和島農業振興地域整備計画の変更について
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	梅崎 裕文	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	山下 佳彦	専門員	境本 博佳
一般事務	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

農林課課長	二宮 貴紀
-------	-------

8. 会議の概要

《梅崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員 23 名、農地利用最適化推進委員 18 名であります。
定足数に達しておりますので、只今より令和 7 年 9 月総会を開会いたします。

《梅崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。
欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、清家委員、井上和久委員、河野秀雄委員、船田委員、松本委員、森崎委員が所用のため欠席です。以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に加賀山委員、門脇委員を指名いたします。

まず、報告第 1 号から第 5 号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(報告第 1 号から第 5 号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。
何かご質問はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。
議案第 1 号宇和島市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任・委嘱について、を
議題といたします。
事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書 5 ページをご覧ください。
議案第 1 号宇和島市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任・委嘱について、令和
7 年 7 月 2 日から 7 月 31 日までの募集期間中に 1 件の推薦がありました。推薦者はえ
ひめ南農業協同組合で、被推薦者は常務理事の伊藤健二さんでございます。

この度の募集は前任渡邊鉄雄委員の辞任に伴う募集であり、渡邊鉄雄委員が吉田地区の推進委員であったため、担当地域は吉田地区となります。

伊藤健二さんは現在の住所は宇和島市山際となっておりますが、出身は吉田町立間、奥白井谷で、現在も週に一度程度奥白井谷に所有している園地に通っておられるそうです。ですので、主に奥白井谷の担当委員として活動していただくことに問題はないと考えております。

任期は、本日の議決を得られてから前任委員の残期間となります令和8年10月31日までとなります。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号宇和島市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任委嘱について、承認されます農業委員さんは、挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって、議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

《梅崎局長》

それではここで委嘱状の交付を行いたいと思います。伊藤委員、ステージ前までお越しいただけますでしょうか。

《 会 長 》

委嘱状、伊藤健二様、農地利用最適化推進委員に委嘱する。任期は、令和8年10月31日までとする。令和7年9月1日、宇和島市農業委員会。

《梅崎局長》

以上で、委嘱状交付式を終了いたします。

伊藤委員におかれましては、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

《 会 長 》

以上、よろしくお願ひいたします。

続いて、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書6ページをご覧ください。

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は6件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては議案書6ページに記載しておりますので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《氏原委員》

はい、今日、本日は、井上委員が欠席のため私が議案の説明をいたします。それでは、75番について説明いたします。譲受人の◇◇◇◇さんが譲渡人の◇◇◇◇さんが所有する三間町の家屋を購入したら畑がついていたという、農地付きの、農地付き住宅の案件でございます。◇◇◇◇さんは、家庭菜園として畑を耕作する予定でありますので、何ら問題ありません。

《加賀山委員》

76番について説明いたします。この案件は、所有権移転です。◇◇◇◇さんは、高齢のため耕作ができにくいということで耕作してくれる人を探していましたところ、◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農作業をされており、何ら問題ありません。

《躰長委員》

77番について説明をいたします。この農地は◇◇◇◇さんが親から相続したもので、◇◇◇◇さんは今まで農業経験がないということで、耕作者を探していました。それで、近くに農地がある◇◇◇◇さんと所有権の移転で話がまとまった、というものです。◇◇◇◇さんは専業農家で若いので、問題はないと思います。以上です。

《加賀山委員》

78番について説明いたします。◇◇◇◇さん、昨年お父様が亡くなられ、◇◇◇◇さんが耕作してもらう人を探していましたが、◇◇◇◇さんが耕作するという事で、所有権移転で話がまとまりました。何ら問題ありません。

《堀田委員》

79番についてご説明申し上げます。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが購入するという事で、所有権の移転ということになっておりますけれども。◇◇◇◇さんは息子さんと同居しておられますので、機械とか大きな物を使う時には問題ない、というふうに思います。◇◇◇◇さんはもともと黒井地出身でございますので、相続した土地を、◇◇◇◇さんと、そういうことで、土地の所有権の移転が起きたというふうに聞いております。

《宮河委員》

船田委員欠席のため、80番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、熱心に耕作しておられます。経営を拡大したいということで、◇◇◇◇さんの農地を所有権移転して耕作するようになりました。何ら問題ありません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書7ページをご覧ください。

議案第3号農地法第4条の規定による許可申請承認について、今月の申請は、貸駐車場が1件の申請でございます。申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。8ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《武内委員》

はい、4番について説明をいたします。◇◇◇◇さんは、家の建てかえ等々を考えられておりました。その中で、今回のこの土地につきまして、転用がされて、申請がされてなかったということで今回申請をした、という案件であります。ただ、こちらの土地につきまして、既に車庫として、並びに倉庫を置いてあり違反転用にはなりません。始末書も出してあるという状況であります。

なお、こちらの案件につきましては8月27日、会長はじめ関係者の方々と確認をしております。特に問題はないというふうに考えております。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第3号農地法第4条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員でございます。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。続いて、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書9ページをご覧ください。

議案第4号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月の申請は、分譲宅地が1件、自己住宅が1件の申請でございます。申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。10ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《武内委員》

はい、14番について説明をいたします。◇◇◇◇さんは会社を定年退職された後耕作をされておりましたが、高齢になってきてかなり耕作の方がしんどくなってきたということでもあります。また、お子さん達もこちらの方にもう帰ってくる予定はないということで、こちらの土地を◇◇◇◇に譲渡し、分譲として売り出すという案件であります。

こちらの方の案件につきましては、8月27日、会長をはじめ関係者の方々と現地確認を行いました。周りの農地に対する影響もなく、問題ないと考えております。以上です。

《谷本委員》

15番について説明をいたします。私たち8月27日、会長さんをはじめ関係者で現地確認を行っております。◇◇◇◇さんは親子関係でありまして、住宅を建てるということです。別に転用に対する悪影響はないということで、特に問題はないと思われまます。一軒倉庫が建てられておりまして、その件については、始末書を提出されており、何も問題はないと思えます。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第4号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われまます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員でございます。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。続いて、議案第5号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書11ページをご覧ください。

議案第5号宇和島農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。宇和島市長より農業振興地域整備計画の変更をしいたいため、意見を求められたものです。

番号2、申請者、除外申出の理由、対象農地は議案書のとおりでございます。

現状はすでに山林化しており、すでに非農地現況証明願が提出されております。12ページに位置図を添付しております。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《梶原委員》

失礼します。番号2について説明します。農用地区除外申請の件でございます。ここは20年以上耕作しておらず山林化しており、今後も農地として復旧の予定はないということから、山林への地目変更のための非農地証明願が提出されています。

この件につきましては、6月26日に会長、代行、事務局の皆様と現地調査を行っており、周りは山林で他の方が耕作している農地への影響もないということで、特に問題ないと判断します。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

他に意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第5号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、許可相当と思われる農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員でございます。よって議案第5号は原案のとおり承認することと決定いたします。続いて、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、を議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書13ページをご覧ください。

議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、意見を求められたものです。

1ページめくっていただきまして、14ページ、農用地利用集積等促進計画ですが、利用権の設定につきましては、田が32,551.00㎡、畑が1,545.00㎡、樹園地が1,638.00㎡、合計35,734.00㎡となっております。所有権の移転は、樹園地が6,848.00㎡となっております。

今月の利用権設定及び所有権移転の農用地利用集積等促進計画につきましては、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《谷本委員》

62番について説明をいたします。この、案件につきましては、◇◇◇◇君の土地を◇◇◇◇君が賃貸借権設定ということであります。◇◇◇◇君は熱心に農業をされておりますので、何も問題はないと思われまます。以上です。

《薬師寺委員》

63番と64番について説明いたします。

利用権を設定される◇◇◇◇さんの農地を、今までも設定しなくて、◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんの2人が耕作されていたのですが、◇◇◇◇さんの希望で使用賃貸借権設定をし、今まで通りお二人に耕作していただくという話です。◇◇◇◇さんも◇◇◇◇さんも熱心に果樹栽培に取り組んでおられますので、何の問題もありません。

《竹葉委員》

65番について説明します。利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を、◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんは高齢ですが、体力、健康面も今のところ問題ないとのことでした。

66番について説明します。利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を、効率性を考え◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんは84歳と高齢ですが、

これからも元気な間はお百姓をされるとのこと。後継者もいらっしゃり、問題ないかと思えます。

67番について説明します。利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を、◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんは、定年後真面目に農業に取り組み、また後継者も育っており、問題ありません。

68番について説明します。◇◇◇◇さんは耕作できないため、◇◇◇◇さんに耕作依頼し、話がまとまりました。◇◇◇◇さんは地元では若手で、経営拡大にも積極的に取り組まれており、問題ありません。以上です。

《堀田委員》

69番についてご説明申し上げます。◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、という話がまとまりました。◇◇◇◇さん、もう高齢でございますけれども、熱心に農業されておりますので、問題はないというふうに思います。

それから70番は、◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが耕作すると。◇◇◇◇さんも熱心に農業されておりますので、何ら問題はないというふうに思います。

71番、それから◇◇◇◇さん。◇◇◇◇さんですけれども、◇◇◇◇さんになっておりますけれども、その土地を◇◇◇◇君が耕作するというふうになっております。これも、熱心に農業しておりますので、問題はないというふうに思います。

《上甲委員》

失礼します、72番について説明します。岐阜県在住の◇◇◇◇さん、所有する農地の耕作者を探しておりましたが、◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんは専業で作りに励んでおりますので、問題ありません。

《末光委員》

73番について説明をいたします。三間町黒井地の◇◇◇◇さんの水田を、契約期間5年で◇◇◇◇さんが耕作するということです。以上です。

《渡邊委員》

74番について説明いたします。権利を設定する◇◇◇◇さん、耕作者を探していたところ、◇◇◇◇と賃貸借権設定一括方式で話がまとまりました。◇◇◇◇は野菜の苗物を中心に取り組んでおります。問題ないと見ております。

《井上惣一委員》

6番について説明いたします。◇◇◇◇さんから◇◇◇◇さんへの所有権移転です。◇◇◇◇さんは、真面目に農業しておられますので、全く問題ないと思えます。以上です。

《加賀山委員》

7番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、高齢のため農作業ができにくいと

ということで耕作者を探していましたが、◇◇◇◇さんが耕作をするということで、所有権移転ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農作業をされており、何ら問題ありません。

8番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、体調不良で耕作が難しいということで耕作者を探していましたが、◇◇◇◇さんが耕作をするということで、所有権移転で話がまとまりました。◇◇◇◇さんは、熱心に農作業をされており、何ら問題ありません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に基づき、上谷委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって議案第6号は原案の通り承認することと決定いたします。上谷委員の入室を認めます。

以上で令和7年9月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
